一般社団法人日本消化器がん検診学会
「医学研究の利益相反に関する指針」の細則

日本消化器がん検診学会は学会員の利益相反(conflict of interest: COI)状態を公正にマネージメントするために「医学研究の利益相反に関する指針」を策定した。本指針は本学会における医学研究の公正・公平さを維持し、学会発表での透明性、社会的信頼性を保持しつつ産学連携による医学研究の適正な推進を図るために、日本内科学会、日本外科学会などの関連学会の指針を基盤として策定したものである。

本指針の適正かつ円滑な運用のために「医学研究の利益相反に関する指針の細則」を次のとおり定める。

第1条（本学会講演会などにおけるCOI事項の申告）

会員、非会員の別を問わず、本学会が主催する講演会（年次総会、大会、医師認定研修会、支部医師研修会）、市民公開講座、地方会、附置研究会、関連研究会などで医学研究に関する発表・講演を行う場合、発表者の全員は、配偶者、一親等内の親族、生計を共にする者も含めて、医学研究に関連する企業や営利を目的とした団体との経済的な関係について過去3年間におけるCOI状態の有無を抄録登録時に、様式１により、学会事務局へ自己申告しなければならない。

筆頭発表者は共同演者も含めて該当するCOI状態がある場合は発表・講演スライドの最初（又は演題・発表者・講演者などを紹介するスライドの次）に様式2Aにより、あるいはポスターの最後に所定の様 式2Bにより開示するものとする。該当するCOI状態がない場合は発表・講演スライドの最初（又は演題・発表者・講演者などを紹介するスライドの次）に様式2Cにより、あるいはポスターの最後に所定の様式2Dにより明示するものとする。

第２条（本学会機関誌、診療ガイドライン等作成などにおける届出事項の公表）

第1項

本学会の機関誌の日本消化器がん検診学会雑誌(Journal of Gastrointestinal Cancer Screening)などで発表（総説、原著論文など）を行う著者全員は、会員、非会員を問わず、投稿時から遡って過去3年間以内における、第三者組織/団体との綿密な関わり合い/諸活動/COI 状態を投稿規定に定める「ICMJE Disclosure form 2021」（様式 3）を用いて事前に学会事務局へ届け出なければならない。Corresponding author は当該論文にかかる著者全員からの第三者組織 /団体との綿密な関わり合い/諸活動/COI状態に関する申告書を取りまとめて提出する。

この「ICMJE Disclosure form 2021」の記載内容は、論文末尾に本指針 IX.6に示された図１－Ａ、図１－Ｂのごとく掲載される。規定されたCOI状態がない場合は、「No potential conflicts of interest were disclosed.」「開示すべき第三者組織/団体との綿密な関わり合い/諸活動/COIはない」などの文言が同部分に記載される。

機関誌以外の本学会刊行物での発表もこれに準じる。発表者より届けられた「ICMJE Disclosure form 2021」は論文査読者には開示しない。

第2項

本学会が編集に携わった診療ガイドラインなどの刊行にあたっては、関係した作成委員、評価委員、及び統括委員のCOI 状態をまとめて刊行物中に開示しなければならない。この開示は記載内容に関連す

る企業・法人組織、営利を目的とする団体に関わるものに限定する。また、本学会「医学研究の利益相反に関する指針」のIX. 7 に示す基準額のいずれかを超えている委員については、審議に参加することは可能であるが、余人をもって替えがたい場合を除き議決権を持つべきではない。基準額を大幅に超えるような COI状態がある場合には、委員候補は自ら就任を辞退しなければならないとする。

第 3 条（役員、代議員、委員などのCOI 申告書の提出）

第1項

本学会の役員（理事長、副理事長、理事、監事）、代議員、学術集会（総会、大会、地方会）会長、特定の委員会（将来構想・運営調整委員会、財務委員会、倫理委員会、利益相反委員会、編集委員会、教育・研修委員会、学会賞受賞者選考委員会委員、役員候補者選考委員会委員、がん検診情報・研究推進室の室委員、全国集計委員会、胃がん検診精度管理委員会、大腸がん検診精度管理委員会、診療ガイドラインなどの策定にかかる委員会）学会事務職員は「本学会『医学研究の利益相反に関する指針』」のVI.の申告すべき事項について、就任時の前年度 3 年間における COI 状態の有無を所定の方法（COI申告システム）に従い、新就任時及び就任後は 1 年ごとに、COI 自己申告書を理事長へ提出しなければならない。既に COI 自己申告書を届けている場合には提出の必要はない。ただし、COI の自己申告は、本学会が行う事業に関連する企業・法人組織、営利を目的とする団体に関わるものに限定する。

第2項

COI申告システムにより申告するCOI状態については、「本学会『医学研究の利益相反に関する指針』」のVI.の申告すべき事項で定められたものを自己申告する。各々の開示・公開すべき事項について、自己申告が必要な金額は、同指針のVI.に規定された基準額とし、COI申告システムに従い、項目ごとに金額区分を明記する。COI申告システムには就任時の前年度3 年分を記入し、その算出期間を明示する。ただし、役員などは、在任中に新たなCOI状態が発生した場合は、8週以内に所定の方法を以て報告する義務を負うものとする。

第 4 条（COI 自己申告書の取り扱い）

第1項

学会発表のための抄録登録時あるいは本学会雑誌への論文投稿時に提出されるCOI自己申告書は2年間にわたり理事長の監督下に法人の事務所で厳重に保管されなければならない。同様に、役員・委員の任期を終了した者、役員・委員委嘱の撤回が確定した者に関するCOI情報の書類なども、最終の任期満了、あるいは委員の委嘱撤回の日から2年間、理事長の監督下に法人の事務所で厳重に保管されなければならない。2年間の期間を経過した書類は、理事長の監督下に速やかに削除・廃棄される。ただし、削除・廃棄することが適当でないと理事会が認めた場合には、必要な期間を設定して当該申告者のCOI情報の削除・廃棄を保留できるものとする。学術講演会担当責任者（会長など）に関するCOI情報に関しても役員の場合と同様の扱いとする。

第2項

COI情報は、当該個人と学会の活動との間におけるCOIの有無・程度を判断し、本学会としてその判断 に従ったマネージメント並びに措置を講ずるために、本細則に従い、学会の理事、関係役職者が随時利用できるものとする。利用に際しては、利用目的に必要な限度を超えてはならず、また、上記の利用目的に照らし開示が必要とされる者以外の者に対して開示してはならない（守秘義務）。

第3項

COI 情報は、第 4 条第2項の場合を除き、原則として非公開とする。COI情報は、学会の活動、委員会の 活動（附属の常設小委員会などの活動を含む）、臨時の委員会などの活動などに関して、本学会として社会的･道義的な説明責任を果たすために必要があるときは、理事会の議を経て、必要な範囲で本学会の内外に開示若しくは公表することができる。ただし、当該問題を取り扱う特定の理事に委嘱して、利益相反委員会、倫理委員会の助言のもとにその決定をさせることを妨げない。この場合、開示若しくは公開されるCOI 情報の当事者は、理事会若しくは決定を委嘱された理事に対して意見を述べることができる。ただし、開示若しくは公表について緊急性があって意見を聞く余裕がないときは、その限りではない。

第4項

特定の会員を指名しての開示請求（法的請求も含めて）があった場合、妥当と思われる理由があれば、理事長からの諮問を受けて利益相反委員会が個人情報の保護のもとに適切に対応する。しかし、利益相反委員会 で対応できないと判断された場合には、理事長は当該問題を取り扱う特定の理事 1 名、本学会会員若干名及び外部委員 1 名以上により構成される利益相反調査委員会を設置する。利益相反調査委員会は開示請求書を受領してから30日以内に委員会を開催し、可及的すみやかにその答申を行う。

第 5 条（利益相反委員会）

理事会が指名する本学会会員若干名及び外部委員1名以上により、利益相反委員会を構成し、委員長は委員の互選により選出する。利益相反委員会委員は知り得た会員のCOI情報についての守秘義務を負う。利益相反委員会は、理事会、倫理委員会と連携して、COI指針並びに本細則の定めるところにより、会員のCOI状態が深刻な事態に発展することを未然に防止するためのマネージメントと違反に対する対 応を行う。利益相反委員会は、本学会が行う全ての事業において、重大な利益相反状態が会員に生じた場合、あるいは、利益相反の自己申告が不適切であった場合、当該会員にその旨を通知し、COIの修正を勧告するなどの適切な指導を行う。委員にかかわるCOI事項の報告並びにCOI 情報の取扱いについては、第 4 条の規定を準用する。

第 6 条（違反者に対する措置）

第 1 項

本学会機関誌の日本消化器がん検診学会雑誌(Journal of Gastrointestinal Cancer Screening)などで発表を行う著者並びに本学会講演会などの発表予定者によって提出されたCOI自己申告事項について、疑義若しくは社会的・道義的問題が発生した場合、本学会としての社会的説明責任を果たすために利益相反委員会は十分な調査、ヒアリングなどを行った上で、適切な対応を講ずるものとする。深刻なCOI状態があり、説明責任が果たせない場合には、理事長は、倫理委員会に諮問し、その答申をもとに理事会で審議の上、当該発表予定者による学会発表や論文発表の差止めなどの措置を講じることができる。既に発表された後に疑義などの問題が発生した場合には、事実関係を調査し、違反があれば掲載論文の撤回などの措置を検討する。また、関係者の行為が本学会の社会的信頼性を著しく損なう場合には、倫理委員会に諮問し、適切な措置を講ずることができる。

第2項

本学会の役員、COI自己申告が課せられている委員又はそれらの候補者について、就任前あるいは就任後に申告されたCOI事項に問題があると指摘された場合には、利益相反委員会委員長は文書をもって理事長に報告し、理事長は速やかに理事会を開催し、理事会として当該指摘を承認するか否かを議決しなければならない。当該指摘が承認された時は役員及び委員は退任し、理事長は役員候補者及び委員候補者に対する委嘱を撤回することができる。

第７条（守秘義務違反者に対する措置）

COI情報をマネージメントする上で、個人のCOI情報を知り得た学会事務局職員は学会理事、関係役職者と同様に第４条第2項に定める守秘義務を負う。正規の手続きを踏まず、COI情報を意図的に部外者に漏洩した学会員、事務局職員に対して、理事会はそれぞれ除名、就業規則第47条の区分に従った懲戒処分を行うことができる。

第８条（細則の改正）

本細則は、社会的要因や産学連携に関する法令の改変などにより、個々の事例によって一部に変更が必要となることが予想されるため、利益相反委員会は本細則の見直しのための審議を行い、理事会の決議を経て、変更することができる。

附則

本細則は、平成25年1月1日から１年間を試行期間とし、平成26年1月1日より完全実施とする。

平成25年4月1日(一般社団法人移行に伴う技術的修正)

平成25年10月10日(各種委員会の追加及び改称に伴う技術的修正)

本指針は平成27年10月9日に日本内科学会利益相反規定変改訂並びに人を対象とする医学系研究に関する倫理指針実施に伴う改定を行い、平成28年1月1日より施行とする。

平成30年4月1日に一部（申告基準）改定。

平成30年9月6日に一部改定（第2条）

令和１年10月17日に一部改定（第1、2、3、4条、附則）

令和3年3月19日一部改定

令和3年9月30日一部改定

令和5年6月29日一部改定

令和6年6月6日一部改定（委員会名称変更、委員会増設による）

本指針の一部は、委員会名称変更に伴う変更をし、令和7年7月1日より施行とする。

2026年９月16日一部改定